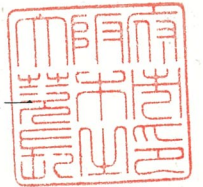


茨木市公告第24号

市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託に係るプロポーザル公告について

市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので、公告します。

令和8年7月15日
茨木市長 福岡 洋



1 趣旨

施設の特性上多方面での法令順守と合わせ、火葬実施の専門性、技術力の確保が求められる。

また、設備の経年が進む状況において将来の火葬件数増加への対応も必要になってくる。

これらを踏まえ、市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名：市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託
- (2) 業務の目的：対応する人員の配置及び専門性の確保などを含め事業者への委託により、効率性に資するとともに市民サービスの向上を図る。
- (3) 業務内容：仕様書のとおり
- (4) 業務期間：令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（長期継続契約）

3 当該業務の予算額等

114,879,600円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去3年間に於いて、本業務と同種の業務で請負金額が月額500,000円以上の業務の履行実績があること。

6 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールもしくはFAXで送信すること。

提出期限：令和8年7月22日（水）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市 暮らし産業環境部市民課

E-mail：shimin@city.ibaraki.lg.jp 又は FAX：072(627)0369

※ 電子メール、FAX以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年7月24日（金）午後3時から

掲載場所：茨木市ホームページ 暮らし産業環境部市民課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shimin/index.html>

(3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

※実績を証明できる契約書の写し（件名及び契約期間、発注及び受託者の記載箇所）を添付のこと

- イ 提出先：茨木市くらし産業環境部市民課（茨木市役所本館1階）
ウ 提出期限：令和8年7月28日（火）午後5時まで（厳守）
エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

7 問い合わせ先

茨木市 くらし産業環境部市民課 濱川 072-620-1645
市立斎場 奥田 072-622-5141
FAX 072-627-0369
E-mail: shimin@city.ibaraki.lg.jp